

| | |
|-----------|---|
| 保証機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方 ・日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者である方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・団体信用生命保険に加入が認められる方（保険料は、当金庫が負担します。） ・融資時年齢が満20歳以上満70歳未満で最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ・同一企業に勤続年数1年以上、または同一事業を3年以上営んでいる方で、安定した収入が見込まれる方 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員および会員になれる資格を有する方 当金庫の会員になれる資格を有する方であれば、当金庫に出資していただき会員とすることができます。尚、会員となっていたただかなくともご融資が可能な場合もあります。 ・税込年収100万円以上の安定した収入が継続して得られる方 |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ① 土地付建物、マンション購入資金 ② 住宅の新築・増改築資金 ③ 店舗等併用住宅の新築・増改築資金（但し、居住部分は50%以上必要となります。） ④ 住宅用土地の購入資金 ⑤ 住宅に付随する外構工事資金や住宅用エコ関連設備導入・設置資金 ⑥ 他行住宅ローン借換え資金（返済実績1年以上で直近1年間の約定返済に延滞が無いこと） |
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上8,000万円（借地上の場合は3,000万円）以内で、且つ各プランの担保価格の範囲内とします。 |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上35年以内にあたる年の応答日の属する月の月末迄とします。 借地上の場合は、1年以上30年以内（地上権または土地の賃借権に期間の定めがある場合は、その残存期間内）にあたる年の応答日の属する月の月末迄とします。 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率といたします。 |
| 商品内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、「ユーシン住宅ローンプライムレート」+1.00%を基準金利として利率を設定しております。 ※ 「ユーシン住宅ローンプライムレート」とは、当金庫が住宅ローンをご融資させていただくときの基準となる金利で、その時の金融情勢などによって変動します。 ・ご融資後の利率見直しは、年2回といたします。 ※ 元利金等の場合の利率見直しの基準は、4月1日および10月1日現在の基準金利で、その変動幅に応じて住宅ローン利率も変動します。4月1日基準の住宅ローン利率は原則として7月返済分から、10月1日基準の住宅ローン利率は原則として、翌年の1月返済分から適用されます。 ・お手続き頂くことにより、変動金利型から固定金利選択型への変更が可能です。 |
| マイナス金利の適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナス金利の基準により、店頭表示金利から所定の金利を引下げします。 ※ マイナス金利の適用については、商品のお取扱期間があります。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・元金均等返済または元利均等返済があります。（据置期間は、1年以内とします。） ※ 年2回のボーナス併用も可能です。但し、融資額の50%以内とします。 ・毎月のご返済額は、第5回目の10月1日を基準とする利率の見直し時まで、変わりません。 ・第1回目の見直し以降は5年毎に計算し、新しく毎回のご返済額を定めます。但し、金利が上昇しても新返済額は、前回の返済額の1.25倍を超えることはありません。 |
| ご融資形態 | <ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付とします。 |
| 団体信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。（保険料は、当金庫が負担します。） |

平成28年4月1日現在

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|-----------|-----------|----------|-----------|----------------------|--|--|--|--|
| 債務返済支援保険 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン契約中に病気やけがで入院された場合、毎月返済額相当額を保険金にて受け取れるものです。（団体信用生命保険及び債務返済支援保険の両方に加入可能な方が対象になります。保険料は、当金庫が負担します。） | | | | | | | | | | |
| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> （一社）しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。但し、所得合算者の場合は連帯保証人として必要となります。 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者である方 反社会的勢力に該当しない方 | | | | | | | | | | |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> 融資対象物件（土地・建物）に対し、不動産担保として差し入れていただきます。 ① 担保物件が土地のみの場合は、融資実行後、その土地の上に建築するすべての建築物を追加担保として差し入れていただきます。 ② 自己所有地上に建物を建築する場合、当該土地も共同担保として差し入れていただきます。 ③ 担保物件が共有となっている場合は、共有者全員からその共有持分を担保として差し入れていただきます。 ④ 同一敷地内に複数の建物がある場合は、すべての建物も担保として差し入れていただきます。 | | | | | | | | | | |
| 抵当権の順位 | <ul style="list-style-type: none"> 抵当権は原則として、第1順位とします。 | | | | | | | | | | |
| 火災保険 | <ul style="list-style-type: none"> 担保物件が建物の場合は、建物の時価を保険金額とし融資期間を保険期間とする長期火災保険にご加入いただきます。また、火災保険請求権には当金庫が質権を設定させていただきます。 | | | | | | | | | | |
| 手数料等 | <ul style="list-style-type: none"> 証書貸付手数料・・・当金庫所定の手数料がかかります。 不動産担保事務取扱手数料・・・当金庫所定の手数料がかかります。 （500万円以上の不動産担保設定に適用します。） （一社）しんきん保証基金所定の保証料がかかります。 火災保険質権設定の確定日付印紙代がかかります。 その他に収入印紙代、不動産担保設定に係る費用等がかかります。 <p>・住宅ローン条件変更があった場合、当金庫所定の手数料がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・全額繰り上げ返済</td> <td>・一部繰り上げ返済</td> <td>・返済方法の変更</td> <td>・返済期間の変更</td> <td>・返済割賦金の変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・一部繰り上げ返済と返済方法の変更の併用</td> <td colspan="3">・固定金利選択型住宅ローンの金利適用方法変更（変動→固定）</td> </tr> </table> | ・全額繰り上げ返済 | ・一部繰り上げ返済 | ・返済方法の変更 | ・返済期間の変更 | ・返済割賦金の変更 | ・一部繰り上げ返済と返済方法の変更の併用 | | ・固定金利選択型住宅ローンの金利適用方法変更（ 変動→固定 ） | | |
| ・全額繰り上げ返済 | ・一部繰り上げ返済 | ・返済方法の変更 | ・返済期間の変更 | ・返済割賦金の変更 | | | | | | | |
| ・一部繰り上げ返済と返済方法の変更の併用 | | ・固定金利選択型住宅ローンの金利適用方法変更（ 変動→固定 ） | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙「苦情処理措置・紛争解決措置について」を参照してください。 | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 詳しくは、当金庫の本支店までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | |